

紀美野町第2回定例会会議録
令和5年6月21日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和5年6月21日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 48号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
10番	伊 都 堅 仁
11番	美 濃 良 和
12番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	小川	裕康
副町	長	細峪	康則
教	育	長	東中啓吉
消	防	長	家本宏
総務課	長	坂	詳吾
企画管財課	長	中前	貴康
住	民	課	長
東浦	功	三	
税	務	課	長
坂	昌	美	
保健福祉課	長	森谷	善彦
産	業	課	長
吉見	將	人	
建	設	課	長
米田	和	弘	
教	育	次	長
曲里	充	司	
会	計	管	理
者	太	田	具文
水	道	課	長
長生	正	信	
まちづくり課	長	湯上	増巳
美里支所	長	(湯上増巳)	
代表監査委員	菊本	邦夫	

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事	務	局	長	井戸向	朋紀
事	務	局	書	記	西本貴哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日、執行部から議案第48号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議採決を行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。なお、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は2人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） このたび、水害に遭われた皆さん方にお見舞い申し上げます。まだ発見されてない方もいるということで、一日も、一刻も早い、見つかることをお祈りしております。

さて、太陽光の問題と、それから水害について、それから長谷の共有地の私有地、共有地でありますけれども私有地の整備について、3点質問を通告しております。

まず第1点、堰河池の営農型の太陽光発電について質問いたします。

事前に質問の細かいのを差し上げてますので、それに基づいて、ちょっと順序が入れ替わったりするかもしれませんが、始めさせてもらいたいと思います。

1番目、7社を代表して梅野氏から事前協議の申入れがあったと言うが、その経緯について詳細に明らかにされたい。なぜ、梅野氏なんですか。それを質問いたします。

水量については、基本的な計画っていうのを、総合的な計画というのは全体計画を立ててもらいたいと。河川については、もう県のほうでやってもらえる。こちらからも要望、議会からも要望を出すということになってますよね。だから、それはそれでやってもらったらいいと私も思うんですけども、それとは以外に、昨日からも質問ありましたけれども、田の用地の水路の問題であるとか、そういう問題が出ました。

私も守備範囲が、ちょっとごめんなさい、地域色を出して申し訳ないんですが、小畑とか、下佐々とか、長谷、動木なんですので、そこらを回りますと、やっぱり県道が問題になっていると、県道で、県道の下の暗渠を通るときに、詰まってしまって、そして流れないで床下浸水とかが起きてるわけですね。その県道の下を流れる暗渠、この改修をね、全体的な計画を立てないと、どうしてももう水をのまないということになっております。それが各地であるわけですね、1か所や2か所ではないんです。相当広範囲になりますので、それを地区別にやっぱりちょっと精査していただいて、調査していただいて、そして全体的な計画を立てると、こういうことをやっていただきたいということです。

一々、ここの家の床が浸水してるとか言ってたら切りがありませんのでね、全体的な計画を立ててもらいたいと思います。

それから、長谷の問題では、少し話したんですけども、長谷の信号の手前ですね、七山のところの手前の信号の左側の住宅です。何と言ったかな、赤坂って言ったかな、ちょっと名前、私ごめんなさい、正確に分かりませんが、あの団地で、総田さんという方が、私有地で持ってられるんですよ、町道ではないと。団地内、非常に荒れてます。私測ったんですが大体10センチぐらいの穴開いてるところもありますよね。それを舗装しないで放ってるということです。

材料を支給するそうですがね、住民でやるのは、もうあそこ舗装するのは大変ですよ。それから溝があります。農業用水路ですけども、それが非常に危険であるということで、以前に区長さんや地元の方たちから陳情があったそうですね。ところが、やるのはちょっと難しいと。今言ったように、私有地ですからね、やるのが難しいと。それで、材料を負担するといっても、ガードレールをつけてほしいという要望だったんですが、ガードレールをつけるのに材料を出してというわけにはいきませんよね。それで非常に苦慮されてるということでありました。

弁護士さんに相談したら、80万円かかると。清算人を見つけてとかなんとか、そん

な話でした。

私ちょっと調べましたら11万円でやる方法があると。11万円でやって、特別代理人を選任して、そして時効取得ですよ。あそこもう20年以上住民が管理してますから、時効で取得してもらって、そして住民のものにすると。それを町に寄附すると、こういう形で町道にできないかと私は思ってるんですけども。そこら辺、もし住民に全部承諾をもらったわけでないので、10万円の負担をどないするかというのが問題残ってるんですけども、もし仮に、そういうことができたなら、町は寄附を受けるということになるのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） おはようございます。

それでは、私から埴谷議員のまず1点目、樫河池下の営農型太陽光発電についての御質問で、7社を代表して梅野氏が事前協議の申入れがあったことの、その経緯について答弁させていただきます。

梅野氏は、代表を務める東邦産業という会社がございます。この東邦産業は、この事業者7社の代表ではなく、7社から依頼されて、現地、紀美野町内での調整や行政への届出、申請関係を担当しているということでございました。

7社が実施する太陽光発電事業の事前協議の申請を代行したものと認識をしております。

ちなみに、事前協議の申請書は、令和4年1月25日に提出をされております。

また、条例自体が令和4年1月1日からの施行でございましたので、条例施行以前から農業委員会への相談も梅野氏が行っていたと聞いております。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） おはようございます。

それでは、私から埴谷議員御質問の２番目、水害等の対策について、３番目、公共用道路（私有地）の改修・保全についてお答えさせていただきます。

まず、２番目の水害等の対策についてお答えさせていただきます。

今回のかつて経験のない豪雨は、短時間で集中的に降り注いだため、谷川の従来の水位を大きく上回ることとなりました。

中山間部である本町は、多くの谷川を有しており、また、ところどころに用水路の取水のための堰が河川内にあり、平時は耕作のための大切な施設となっていますが、豪雨時は増水の大きな要因の一つとなっています。

また、現在、和歌山県によって河川の流速の調整や経常的な流路を確保するため、貴志川の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が策定されており、順次、上流へと展開されているところです。

当計画以外でも、護岸損傷や土砂堆積箇所については、河川の疎通機能を十分発揮できるように、河川管理者である和歌山県に対し、貴志川や真国川で現状確認をし、部分的な要望を継続して行うことで、岩掘削や浚渫に努めている状態でありました。

議員御質問の側溝や水路の長期的・抜本的改善策については、現況や利用形態、また地形的なものなどが大きく影響いたします。御存じのとおり、現状は６月２日の豪雨から本日まで災害箇所の確認や、生活に関わる仮復旧作業を優先し、一日でも早く住民の皆さんの日常生活を取り戻すことを第一に、全職員で精一杯進めている状況であります。

今回、山からの越流等により被害を受けた箇所については認識しておりますので、当該箇所の現状をしっかりと把握して対策を講じていきたいと考えます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

続きまして、３番目、公共用道路（私有地）の改修・保全についてお答えさせていただきます。

御質問の長谷地区赤坂団地につきましては、昭和４７年頃から民間事業者が着手し、団地内道路は町道認定されていない民間事業者が所有する団地内道路となっています。

議員御存じのとおり、海南市では海南市認定外道路の舗装、補修等の取扱いに関する要綱が定められています。その中では、要望者が土地所有者及び地域住民の同意を得ることを条件とされております。

町としましては、赤坂団地内道路は生活道路ということで、従前から区長さんや地域の方々と協議を重ね、材料支給という形で、都度相談しながら支援しております。

現時点では、利害関係人ではない町主体の民有地の改修等の実施は困難であり、住民の皆さんのお気持ちや、幾度も相談を受け、舗装、補修、安全対策等の対応や町道にするためのそれぞれの手続について、区長さん並びに地域へは投げかけておりますが、住民の皆さんの合意形成等が十分に整っていない旨伺っております。

町として、できる範囲で支援していきたい気持ちはございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して質問、それに対して答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、あそこは、長谷ですけれども、海南市の住宅が上にありますよね、上に。海南市は海南市認定外道路の舗装、補修の取扱いに関する要綱をここにこうするって言って、改修の要綱があるんです。

○議長（美野勝男） ちょっと確認します。

通告の順番では、その件はないんで、それでよろしいんですか。

○6番（埴谷高夫） すみません、先にこっちをやらせて。

○議長（美野勝男） 順番に。

○6番（埴谷高夫） 先にこっちは駄目。

○議長（美野勝男） 変えられるんですけども。

○6番（埴谷高夫） 先にやってしまいたいんで。

○議長（美野勝男） 何問めですか、それは。

○6番（埴谷高夫） これは長谷の2問目です。ごめんなさい、3問目。

○議長（美野勝男） 3問目でよろしいですか。

○6番（埴谷高夫） また後でやりますけどね、先やってしまいたい。

○議長（美野勝男） 分かりました。続けてください。

○6番（埴谷高夫） 今言ったように、これ海南市の要綱があります。それで、これでやってるんですよ、舗装を。だから、やれないことはないんですよ、やろうと思えば。私さっき提案しましたけれども、町道にしたら一番問題ないと。それまで、それをそうならなくても、やっぱり町でやる方法はあるわけですよ。そういうのを模索

してもらいたいと、このように思います。

それで、全体的な改修計画を立ててくださいって言うてるんで、個々のやるのは、当然今、生活に支障を来すわけですから、水害の問題ですけども、それはやりますよね。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時17分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前9時19分）

○6番（埴谷高夫） ごめんなさい。ちょっと順番がね、申し訳ない。

簡単なほうから済ませてしまって、あと、もう太陽光、私たくさんありますので、質問がね、ここで集中したいと思います。

2問目も、水害の対策については、計画を立ててもらいたいという話なので、長期的な計画ですね。もう県道としては通す、暗渠を改修するとか、その上の側溝を改修するとか、もう大変な問題が山積していると思いますから、これはね、長期的な野上町のこういう水害の対策を立てないと、これは個別にやってたって、らち明きませんから、そういう計画を立ててくださいということを申し上げたんです。計画立ててもらったらいいです。はい、これも終わります。

1問に行きます。

埴野氏の話ですが、埴野氏が代表をすると、これらを取りまとめると、そういう権限はどこで確認したんですか。権限がある、埴野氏がこういうことをするという権限ですよ。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員の再質問にお答えします。

確認といいますか、御本人からの申出で、私も事業者名と事前申請に来られた方が違いますので、そこを聞いたところ、7社の代表、7社に依頼されてということで聞いております。それで確認をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何てよ、依頼されてやった。本人が言っただけ。本人が言ったら、それで依頼されたことになって、それでこういう申請ができるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事前協議は、事業の内容についてどんなものかというのを知らせていただいて、それで、ほかの法律と照らし合わせたりする作業でございます。

それで、事業者が個人さんの場合であるとか、そういった場合も、そこから依頼されてる施工業者等からの申請もできる、可としておりますので、そこは7社から依頼されたということで、同様に取り扱いしております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 依頼されたかどうかは、どうやって確認したんですか、あなたは。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 本人からの申出と、それから7社の中の1社から、それは依頼をしてるっていうことを聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 事前協議の申出があったときに、その中の1社から依頼があったと聞いたんですね、そのときに。確かですか。

それから、7社ですよ。1社から聞いて、依頼されて、まあ、依頼が正しかったとしてですよ、7社あるのに、あとの6社どうしたんですか、そしたら。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） その7社のうちの1社というのが、後に7社を代表して住民説明を行うことになったクリエイティブ・リアルティという会社のものでもございました。その7社のうちの1社がそれで、そこは7社を代表しているとお聞きしておりましたので、それで確認を、梅野氏に依頼をしているという話を聞いたものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それ前後が逆でしょう。事前協議の申込みが梅野氏からあつ

たわけでしょう。その時点で、あなたはクリエイティブ・リアルティの小濱さんに確認したんですか、依頼されてると。その時点ですよ。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） すみません。その時系列的なところは私もちょっと記憶が分からないんですが、もしかしたら、後々聞いたのかもしれないですが、その当時は、事前協議書を提出されたときに、同時にそれを確認したかというのは、ちょっとごめんなさい、分からないところがございます。記憶がちょっと分からないです。すみません。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私、役場の仕組みはよく分かりませんが、相談があったら受付簿があるんじゃないですか。誰々がこうこうやって来たと。このときは何々、何時何分、こういう人物が来てこういう話があったっていうのがあるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 相談の時点では、そういった記録簿というのはまだ作ってはいません。事前協議の申請書が提出されたところからの記録は残っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 何で相談のときの記録がないの。それを何、やってなかったってこと。それともやる必要がなかったということ。やるように役場の仕組みがなかったということ。どういうことですか。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 答えられないんやね。そしたら、あとの6社どうしたんですか。小濱氏が後でしょう。小濱氏以外の6社、どうして確認したんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 6社の確認というのは、個々には確認しておりませんが、小濱氏を通じての確認となりました。そのときは、事前協議申請のときは事業内容の確認をするためのもので、梅野氏に全て説明を求めました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 時系列飛ばしたらあかんわ、それ。違うでしょう。小濱さんは後でしょう、あんたの説明からしたら。梅野氏が申し込んできて、いつ小濱氏に確認

したか分かりませんが、当然その後でしょう。そうでしょう。

その時点で話があったときに、6社にどう確認したのかと私問うてるんですよ。小濱氏に確認したとしてですよ、それは正しかったとして、してですよ、あくまでもね、信用できませんけども。それはあんたが言ってんのやから仕方ない。しかし、6社の話は出てこないじゃないですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事前協議申請の段階では、6社には確認はしておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） なぜ確認しないの。事前協議で受け付けて、そして条例どおり、事前協議の受付をしたと。しかし、確認されてないと、そんな話通りますか。こんなことで時間取ってても仕方ないんですけどね。

なぜこんなこと言うかっていうと、そこが一番の根本問題になってるからです。問題の発端はこれなんですよ。

7社あるのに、今、7社ありませんけれども、それがどういうわけか、梅野氏から小濱氏に代わって、そして流れが続いているわけでしょう。住民が混乱するのは当たり前じゃないですか。誰が主体や分からのやから。

そういう問題が起きてるんですよ、そやから言ってる。もう出だしから間違ってる、やり方が。

美濃良和議員の質問にね、こう答えてますよね。F I T認定者と設置事業者は同一であるべきと考えたと答弁してます。あなたの答弁ですか。

しかしね、変更申請は私聞きましたけれども、去年の11月13日と15日、これ問題にしてるのは、4年の1月25日の話ですよ。おっしゃいましたよね。

それが、11月の13日と15日にやっと変更の申請をしてるわけでしょう、F I T認定の。

なぜこういうことになるんですか。もっと早い時点でF I T認定の申請してなかったらあかんわけじゃないですか。なぜこんなに遅くなって出てるんですか。これは住民から要求があったからですか。

それはまあ、そんな話しても仕方ないんですけども、こんなタイムラグがあるでしょ

う。そやからややこしなるんだ、話が。変更の申請が認められない限り、F I Tがある限り、ここの事業地では、ここの所在地、動木の何番、動木の何番というのはできないでしょう。F I Tで先に認定されてるんやもん。ほかの業者が何と言おうと、F I Tでやるなら、変更申請が通らないとできないわけでしょう。なぜ事業を進めるんですか。なぜ住民に説明会を開かせるんですか、住民側に説明会に来てちょうだいって、なぜこんなことが言えるんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時34分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前9時36分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） F I T認定の件ですが、その時点でF I T認定者と事業実施者に相違はあるのは私は認知はしておりました。なぜ違うのかと聞いたところ、既にI Dの売買は完了してるんですが、F I Tの変更申請が終わってないということで、事業を実施するのはこの7業者で間違いないという話を梅野氏から説明を受けたものでございます。

F I Tの件は議会でも御指摘をいただいております、申請書の写し、これは後になってからですが、認定書の写しを提出させて、申請中であるということも確認しておりますし、また変更認定が下りれば認定書の写しも提出するよう指導をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） F I Tの申請が認められるか認められないか、あなたの管轄外でしょう。あなたの管轄内ならそれは分かりますよ。私が受けて、そして変更申請を今審議していると、これはいけるだろうということで始めると。それは分かりますよ。F I Tの申請してやったけれども、認められない場合だってあるじゃないですか。

11月13日、15日なのか分かりませんが、F I Tは申請は認められてませ

んって言うんですよ、この変更申請は。私言いましたよね。F I Tで聞いたら、これはオフレコですけどね、F I Tに聞いて教えるのがおかしいんですが、F I Tはこの申請は認められてませんと、却下されましたと言いましたよ。そういう場合はあるでしょう、あなた判断、なぜF I T認定の申請があるからやりました。それじゃあ通らないですよ。却下されることだってあるんですから。そうでしょう。なぜ、そんな先走ったことするの。

それで説明会が開かれて混乱してるでしょう。例えばね、これは違うと、設置者の1社が破産すると、1社破産しましたよね。F I T認定を受けた農地と、受けてない農地が一体利用されてる。これも課長さんと議論しました。F I T認定を受けた農地、受けてない農地、それを一体でやるって、どないして電気を分けるんですか。F I T認定で売買する価格と市場で価格が違うんですから。同じモジュールで電気分けられないでしょうって、そういう話しましたよね。こういう混乱が起きてるんです。

また、動木の341の1の認定、これは今言いましたね。

それで、肝心の小濱さんの468の1はF I Tの変更申請出してないでしょう。これはどうなってるんですかっていう話ですよ。

このような問題っていうのはね、全てあなたが変更の申請が出ただけで、やってしまったからこういうことになってるんでしょう。おかしいじゃないですか。ちゃんとF I T認定が申請されて、そして変更を受けて、許可がありまして名前変わりました。それで初めて事業を進めたらいいんじゃないですか。でないと下はかないません、下って、ごめんなさい、住民かないませんよ。住民はそれで混乱して、どないなってるのって話ですよ。

最初はね、梅野さんが全部買ったと。それでやってるんです。次は小濱さんが私買いました、それでやってるんです。いやいや。今やったら5社ですと。こんな話になってね、どこに責任があるんやら、分からんようになってるんです、この話。大変な問題ですよ。

どれもこれも、課長さんがまいた種でしょう。

説明会ではね、こういうこと言ってます。I Dを取得しに行く業者が変わらない場合は、町は着工届を受け取るって言うてる。

これ意味、ちょっとね、難しいですけども、I Dの変更が変わらん場合、もう今の申請者ですね、今の申請者になった場合は、町は着工届を受け取ると言ってるんやと。

そやから、反対しても無理なんですよと、文句言うても無理なんですよということをこれ言ってるんです。町はこういう認識があったんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） I Dが変われば着工届を受け取るという説明が説明会であったという話でございますが、着工届というのは、これは許可制ではございませんので、着工の届を受け取ったイコールその許可をしたというわけではございません。しかし、こちらからの要求として、その時点で事業者とF I Tの認定者はイコールでないとおかしいよと、ですのでその認定書を出してくださいというふうに指導をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 言った、言わないの話になりますが、これは音源を私持ってますので、この人にもう一回確認しますけれども、いまだに変更の申請が出されて認可されてないんですよ、確認します。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 変更の申請の進捗状況を事業者、こういう事業者しか、こちら申請代行センターのほうに問い合わせたんですが、それは教えていただけなかったので、事業者には確認しました。今、認定待ちということで、埴谷議員おっしゃるとおり、まだ認定は下りていない状態だと考えてます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） いまだに認定の下りてないようなものをね、何で進めるん。訳分からん。住民が混乱してることはあなた知ってるでしょう、住民が請願上げてることも知ってるし、住民からいろいろ要望があることも知っている、それに答えもしている。なのに、まだ名前変わってないと、それでも進めるってどういうことですか。

こんな住民をばかにした話ありませんよ。

今まあね、住民の間でどないなってるか。まあ、一部住民ですよ。役場が届けを受けるかも分からないと。そうなったら困るので、有利な条件で協定を結ぼうやないかと。それはね、住民に諦めさせてるわけでしょう、そういうことになる。早く協定結ばないと大変なことになりますよっていうようなことも役場の職員に言われたと、こういう

話も聞きます。ミスリードもええとこですよ。

地元との合意、協定っていうのは絶対条件ですよ、これ確認しておきましょう。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 地元との同意というのは絶対条件というわけではなく、その地元の近隣住民の皆さんの理解を得る努力を必ずしてくださいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） じゃあ、住民の理解が得られなかったらどうなるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 役場としましては、地元の理解を得る努力を続けてくださいと指導するところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、地元の合意がなかったらあかんっていうことじゃないんですか。

地元の住民が誰が見てもこれはおかしい、これに答えがなくてない。それは合理的な判断ですよ。そういうのがあったら、まあ嫌事言うてんのやったら別ですよ、そうじゃなしに、住民がこういうことで駄目だと、こういうことに答えてないということだったらできないわけでしょう。そこははっきりしてくださいよ。私そこを住民合意って言ってるんです。住民との協定がない限り、これは進められないんですよ。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 住民の同意が得られるのは一番いいことだと思います。ですが、役場としては、これは許可制ではないので、なので住民同意が得られない場合は、こちらのほうから、得る努力をするように事業者に対して指導していくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 堂々巡りですよ。しかし、指導は徹底してやるわけですよ。そして業者に改善を求めるんだと、こういう姿勢は変わらないんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9 時 4 8 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9 時 4 9 分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 業者への指導はこちらのほうからも様々な指導をしています。それに対しては、事業者のほうは対策をしていただいたところがあると思います。例えば、地盤調査の件につきましても、これは地元からも要望もございましたし、ガイドラインにも載っておる部分でございますので、こちらのほうからも指導して地盤調査を実施したと聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 傍聴者の方、静粛に願います。

6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 地盤調査の話はまた後ほど聞きますね。

次、7 社の代表が小濱氏に代わった理由ですね、これをお伺いしたいと思います。

小濱氏は取締役を名乗ってましたけれども、取締役でなかったことが住民の調査で明らかになりました。3 月 1 0 日の住民説明会では詐称でないと言い張りました。そこに資料で名刺のコピーを提出させてもらってますけれども、それで登記簿謄本、会社の謄本もそこへ出させてもらいました。去年の 3 月に取締役の名刺を配っておいて、3 月 1 0 日まで 1 年間、登記をしないで、奥さんが社長で、去年の 7 月 2 8 日、そこに重任の登記載ってますよね。少なくともこの日までは小濱氏は取締役でないはずです。取締役になっていたら、奥さんの重任登記に合わせて登記をやるのが普通ですから、あえて登記をしないで、登記懈怠ですよって、そんなことあり得ません。罰金も払うんですから。私はね、この説明会で総会はいつやったんですかって聞きました。そしたら、答えがないんですよ、総会いつやったかも言えない。取締役にはなってないんですよ。まさしく詐称ですよ。

3 月の 1 0 日の説明会で、こんなことを言う人がいます。確かに取締役という部分の

クエスチョンはかかるんやけどもね、町はそれを把握しているんです。驚くべき発言ですよ、と住民の人が述べています。これは本当ですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 小濱氏は発電事業者の7社のうちの1社の株式会社クリエイティブ・リアルティの取締役小濱理恵の配偶者であるということを本人から聞いておりました。

住民への説明においては、7社を代表して説明されたと報告は受けております。

取締役詐称の件につきましては、町への届出は、事業者、株式会社クリエイティブ・リアルティでございまして、取締役小濱理恵という届出がされておるところでございます。

届出上では、経歴詐称とは認識はできておりません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ほんなら、これは間違いですか。町はそれを把握しているっていうのは間違いなんですか。取締役の詐称。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） それは地元の方から聞いておりました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 説明会なんていうのはね、お互いの信頼関係で持ってるんですよ。そうでしょう、説明する側、説明を受ける住民側、お互い信頼してると。その上で説明会ができるんでしょう。ところが、こうやって詐称をする人間がいると、説明会の側に。そうしたら、信頼関係って成り立たないでしょう。うそをつく人間が説明者の中にいるんやから、何でそんな人の説明聞かんなんの。おかしいでしょうが。あなたがこの事実を知った時点で、あなたは説明者になれませんよ、資格がありませんよと、小濱氏にそう言うのが当たり前じゃないですか。なぜ、ずっとその後も小濱氏が7社の代表、5社の代表か、それで出てきて説明をさせるんですか。おかしいでしょう、そんなのは。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前9時56分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前9時57分)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 3月の10日の曲谷地区での説明会において、それが住民さんのほうから追及されたということで、その話は聞いております。それで、小濱氏のクリエイティブ・リアルティは7社のうちの1社でありましたけども、それでもこの事業からは離脱するという話を聞きました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私も時系列がちょっとおかしくなってきた、3月の10日に聞いた、そういうことか。それから外れたんですかね、まあいいですわ。

それで、次に営農型太陽光発電システム設計・施工ガイドラインというのは、課長さんはこれは守る必要があるとお考えですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 太陽光発電に関するガイドラインというのは、環境配慮ガイドラインであるとか、事業計画策定ガイドラインであるとか、営農型太陽光発電システムの設計施工ガイドラインなどがございます。これは太陽光発電事業を実施するための指針となるものでございます。法律のように、法的な効力がないものの、国等が示したものでございますので、事業者の責任により遵守されるものと考えております。それでその下、指導をしております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 次に榊栽培について質問します。

発電所の下では榊を栽培すると言ってますけれども、あのような湿田で、やっていると
ころがありますか、ほかに。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 榊の栽培についてでございますが、実際に湿田で作られ

ているところというのは確認できませんでした。一応、ネットとかでも調べましたが。ただ、その榊について、特に植域というんですかね、榊については半日日が日陰の状態のところ、それから耐陰性があること、それから逆に日差しに弱く、乾燥に弱いというところがございます。

そういったことで、自然においても山中、特に杉林であったり、そういった少し光の入るところで自生する植物であると言われてございます。

それで、特に植付けから2年間は乾燥を嫌い、常に水を与え、絶やさないようにしなければならぬという植物でございまして、今回の場合は、湿田というか、沼地みたいなところでございますが、排水処理等について、ちゃんと水抜きをされるということで考えてございましたので、農業委員会としてもそういった指導はしてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 湿田でのやってるところはないんですよね。初めてやるんですよ。それが、農業委員会でやるときに、排水計画、排水計画ってどのようになっているんですか、そしたら。計画書を出されてるんですか。どういう排水計画があるんですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 農業委員会には排水計画はございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうしたら、どうやって榊が栽培できるって分かるんですか。排水計画も分からなかったら、榊やりますって言って出してきたら、それだけでいいんですか。榊の例がないわけでしょう、湿田でやる例がないわけでしょう。なのに、なぜあなたは、それでいけるって判断したんですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 榊を植えて、そこで、何を植えるか、榊を必ず植えて成長させるようにしなければならないということは農業委員会で判断することではございません。

冒頭、私も農家のお手伝いをしてるんですが、そういったときといいますか、水がようさん溢れたら、素掘りをして水を抜いたり、水が足りないところであれば水を引いた

りするものでございます。

農家の方々は、そういったことでいろいろ改良を加え、作りやすいような環境を整えるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） あなた、営農型分かってないん違う。上に太陽光発電があるんですよ。電気を帯びて危ないんですよ。そんな下で、後で水が出たからって言って、溝を掘ったりするんですか、工事をしたりするんですか。そういうことができるんですか。

あなたは営農型、あれ、ガイドライン読んでないの。読んだ。読んでない。読んでないのに何を言ってるのや。

資料を配りましたので、それ、写真見てください。ちょっとの雨で水浸しになると。そしてもう少し降ったら、もう全面的に水浸しになると。この間の雨では完全に池ですよ。あそこで農業をすると言うんですよ。そんなことでいいんですか。

榊なんていうのは、今課長さんおっしゃいましたけれども、水はけがよくなかったら駄目、水は必要ですよ。しかし、水はけは絶対よくなかったらあかんです。

それはどんな本にも書いてますよ。あそこは蒲や黄菖蒲が自生するところですよ。

蓮根を育てるとか、そんなんやったら分かりますけれども、そんなんじゃないでしょう。

農業をやると。そこは下は関係ないんですか、あなたの管轄外。何をやっても構わないと。農地の転用でそういうことは聞かないんですか。参考意見で聞くでしょう。何をするんです。それはね、営農型に書いてあるから。周辺の用地と比べて、従来は2割以上反収が下がったら、これは駄目ですよと、今はもうそれ外れましたけど。そういう決まりがあるんやと。何をやるかと、はっきりしなさいよってなってる。ガイドライン読みなさいよ、あんた。

ちゃんと決まってるでしょうが。それを分からないで認めましたじゃ、通りませんよ。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） ガイドライン、詳しく隅々までということで読んで、理解していないところがありました。ただ、その2割であつたり、それから工作、架台の高さが2メートルから2メートル50か、3メートルかな、ぐらいまでの高さということは決まっておりますし、また架台は簡易で、即撤去が可能なものであることと

か、あとは光の加減によって、下に育てる作物が、成育が悪くなったらならないようなということで、そういう部分については農業委員会では見てございます。

ただ、その下で植える榊について、そこで育成がどうするかについたら、農家が考えるものでございますので、特に榊は育たんよという悪条件であっても、その土地の改良によって、素掘りであったり、2メートルありましたら、下で素掘りぐらいできるかとは思いますが。そういったことで水はけをよくしたりすることは可能かと思っておりますので、それで農業委員会のほうで承認されたものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私いろいろまだやらんなんことあるんで、困るんですけども、設置してから、後から素掘りしたり、ここは具合悪い、ここは具合悪いって、柱が立ってるんですよ、スクリー杭が。あつてるところをよけてやらんなん。そんなこと技術的にできますか。

検証されてないということですよね。それはね、太田氏も認めてる。あそこはぬかるんでるから、どうしても、元々水田の場所であれば、必ず水の流れがあるので、しつてくると。そういうところは、あの杭に対して、コンクリートの基礎で固めてもらうとか、そこだけ土地改良していただいて、農業委員会さんに、その榊のできる面積の変更をお願いしたいと、U字溝掘ったり、暗渠を掘ったり、水の流れを変えないといけないと。こんなことが可能ですか。こういうことを言ってるんですよ。

ちょっとね、私大事な話が残ってるんで、ちょっと進みますね。

まず、その次の写真見てもらったら分かるんですけども、檜河池団地に回答書というのが配られました。檜河池団地自治会会長大竹義一様という、この2枚の、これですね。

これはね、見てもらったら分かります。1枚目のほうの、ちょっと分かりにくいですけども、これ写真ありますね、下に。ユンボで柱引っ張ってる。そこにね、株式会社ジオリゾームって書かれてます。ちょっと分かりにくいですけどね。

これ、全く言葉悪いですけどパクリなんですよ。ホームページから写して、この文言まで、ほとんど一緒です。

こんなものを自治会に配ってるんですよ。ほんで、これをジオリゾームに送った方で、回答いただいたものがあります。

さて、このたび御送付いただきました資料内容につきまして弊社としての見解を申し上げます。送付書面に記載されている文章並びに画像は大半が弊社ホームページに掲載しているものに相違なく、無断転載であると判断いたしました。

また、輝産業株式会社から事前通告等が一切なく、弊社ホームページ掲載内容を無断で使用しているという事実について、極めて遺憾であります。

こういう文書が届いてるんです。

あなた、これ見ましたか。この回答書。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この回答書につきましては、樫河池団地の自治会のほうから要望があったことに対する回答書だと認識しております。参考に、事業者から頂いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 輝産業というのはね、こういうことをして平気な会社です。それを分かっていたきたい。

次、引き抜き検査について質問いたします。

カラー版のね、A3の大きいのがありますね。あれが引き抜き検査のものです。

最初、実行者や何やら分らん怪文書みたいなもんですよね。誰が出したんやらも分からん。誰がこれを実施したのかも分からんような文書でしたけれども。私、これはちゃんと、誰が責任者なのか明らかにしてくださいって言ったら、課長さんは検討しますとおっしゃったんですよ。明らかにしてくださいと言ったら、検討しますって、それどういうことですか。そんな話はないでしょう。検討するまでもない。資料を出してきた業者がこういうのを出してきたら、あなたはその時点で、これは誰がやったか分からんでしょうって、ちゃんと、輝産業だったら輝産業と書いてくださいと、そう言うのが当たり前なのに、検討すると言うんですね、そんな弱腰じゃ駄目ですよ。

22年11月15日、杭の引き抜きテストが行われました。引き抜きテストで1.4トンで出たんだと。1.4トンが1か所ですね、1トンが2か所。2か所測りました。そして、横引っ張りをやって600キロと出ました。都合3回。

事業所は5か所あるんですよ。事業所、事業地域は4,600平米。そこで2か所の確認なんですよ、こんなんでも十分ですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この杭の引き抜きテストにつきましては、事業者の責任において行われるものでございます。町といたしましては、事業者の責任で行われた、その結果を頂いたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） あなたは、指導する責任があるんでしょう。

先ほど言ったじゃないですか、指導しますって。

こんな検査結果を見て、あなた何も感じないの。私はもらっただけですって、それで済ますつもり。話にならないでしょう、そなんじゃあ。主体的に動こうという気はないんですか、あなた。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 14 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 10 時 15 分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この引き抜きテストにつきましては、通常の状態での部分と、それと一番条件の悪いぬかるんでいる場所でもテストをして、それで強度が出たと聞いておりますので、全体的にも強度は出るというふうに事業者のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） あなたね、今ね、事業所は 5 つあるんですよ。事業所が 5 つあるのに 2 か所でやった、いわゆる 2 事業所でやったということでしょう。あとの 3 事業所はどないなるんですか。みんな別々でしょう。皆一緒なんですか。そしたら分割案件じゃないですか。そんなことが許されますか。A という事業者と、B という事業者はやったけど、C、D、E はやってないと。やってないけれども、A と一緒ですよ、私と

こは。そういうの、通りますか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１０時１８分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１０時２０分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 杭の引き抜きテストについては、町のほうも、元田んぼということで、ぬかるんでいるところ、一番ぬかるんでいるところが、どのような強度が出るのかというのは、注目をしておりました。

その中で、ぬかるんでいるところの数値が出ておるという報告を受けたということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫） あんたね、業者の言うことやったら何でも信じるの。住民の言うことやったら信じないでしょう。なぜそうなるんですか。自分で確認もしてないでしょう。そんなん、話になりませんよ。

これはね、私もあと時間ないのであれですけども、これだけでもやっていいんやけど。このテストはね、１．４トン出たと書いてますけども、１．４トンって、誰も見てないんですよ。住民は確認してない。業者が言ってるだけ。

なぜかって、前日にやったっちゃうんですよ、これ。１．４トンは前日にやりました、誰も現認してないと。

それで横引っ張りテスト、６００キロ、横引っ張りテストね、地面から３０センチ、３０センチを引っ張ったと言うんですよ。営農型はね、営農型ガイドラインの技術のところで、２メートルの高さでやりなさいと。３５センチと２メートルの高さでやるんですよと言うてある。それは普通の太陽光と違って、高いからですよ。高いから、その下で引っ張ってもね、出ないんですよ。２メートルの高さで引っ張って、やっと出ると。２メートルの高さと３０センチの高さで引っ張るのは全然違いますよ。数字が変わって

くるじゃないですか。これで大丈夫だと言ってるんですよ。一方は1.4トンと出てるのも確認してない。一方は、600キロ出てるけれども、おかしい。どこがぬかるんのか分からない。業者の言いなりじゃないですか。こんなばかな検査ありません。そうして、これを県へ持ち込んだ人がいます。それで意見を聞いたと。これは計算がちゃんとできてない、根拠が分からないから、こんなものは無意味です。そういう返事ですよ。無意味なものを配ってるんです。それだけ指摘してきております。

次、地耐力報告書についてやります。

地耐力報告書っていうのが出てますよね、そこにとじてるのがそうです。資料で何枚かとじてます。

一番初めが、専門業者がやりますというのをつけてますよね。これはさっきの引き抜きテスト、これを補完するためにやると言うたんですよ。前のが無意味な引き抜きテストでしょう。それを補完するんですから、何のこっちゃ分かりませんが、それをやったわけです。

現地調査は5月の13日にやりました。場所、選定場所、測定場所書いてますね、これは間違えてます。こんな場所のないところもあるし、やらなくてもいいところをやってるし、でたらめです。

それから、天候は雨。雨の日はやらないんですよ。なぜかって言ったら、正確な数値が出ないから。これはここのエレフットのつくってる会社がそう断言してます。証明つき。これは駄目です。

皆さん、傘差してやってるでしょう、その写真載ってますよね。傘差してやるような、エレフットはないんですよ。

それから、その写真で分かりますように、草原でやってます。これも駄目です。草の根っこがあつたり、石があつたり、何か分からんでしょう。だから、作土層を一遍はがして、それでやるんです。ここ田んぼですからね、はがすの大変でしょう、何か所も。そやから、ある業者は、営農型ではこれ、エレフットやりませんとまで言ってるんです。それを彼らは補完しますと言ってやってるわけです。

ちょっと、やりたいんやけど、ちょっと時間がないので、今の点、指摘をしておきますね。

それから、この検査表を見てください。工藤さんは10ポイント検査したって言ってます。エレフットでね、エレフットで普通10ポイントやるのは当たり前なんです。そ

のとおりです。それはしかしね、1メートル四方か、または3メートルの円内でやる。それで10ポイントやるんですよ。そして、下に石あったり、何か異物があったら、検査結果は違いますから。こんな狭い範囲で10ポイントやって、そしてそれを何か所もやるんです。

彼らは全体ですよ、全体で10ポイントやったって言うんでしょう。あり得ないですよ、そんな。やったことのない人がやるんです、これ。書いてあるんです。草原でやって、雨降ってるのにやって、検査を全体で10ポイントやりました。そのうちの二つは間違ってるから、8ポイントです。

そんなことで検査結果出してくてるんですよ。こんな認められますか。課長さんは検査したポイント数知ってましたか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 検査した箇所につきましては、この結果を送っていただいたときにお聞きをいたしました。10点でしたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうしたら、そのおかしさを指摘してなかったんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） これは私も、10か所っていうのは、それは妥当なものですかというふうにお聞きしました。10か所で大丈夫だというふうな話を業者のほうからお聞きしました。このテストっていうのは、地盤調査は事業者の責任においてやるものでございますので、事業者は10か所だという判断をしましたということを報告を受けております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたね、主体的で何かやろうということはないんですか。

みんな業者の言いなりですか。もう話にならないですね。

この検査結果は左側の表、載荷板選定表ですよ、350でしょう。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時27分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１０時３０分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私もこの選定表というは、ちょっと、専門家ではないので、詳しいことについては分かりませんが、載荷板選定表っていうのは、この載荷板、押していく、圧力をかける板があるんですが、その大きさ、何ミリ、この場合ですと１６ミリから８０ミリまでありますが、その直径でもって、ポンプメモリ値で、１回ずつ段階的に地面に圧力をかけていくと。その段階がありまして、その段階ごとに耐力があれば、例えば４０ミリのところであれば、１回０．０５の加圧に対して５ミリ以上の沈下がなければ、５０キロニュートンあると、そういった選定表であると聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） ６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫） ちょっと、もう時間ないので、もう先に私もう言ってしまうとね、３５０で、赤いの塗ってますよね。これは必要支持力で十分であるとなっておりますけれども、あくまでもこれは選定用ですからね、ネットに載ってますよ、こんな表は。データが一つも載ってない。データが一つも載ってないのと、架台のカタログですよ、カタログと比べて、これは十分ですよと、真っ赤な偽造というか、うその文書です、これね。報告書でも何でもありません。こんなのは信用するに値しない。

それからもう一つはね、架台の写真載ってますけれども、この写真はね、さきに住民に配布されたものとは全く違います。だから二つの今、架台の申請が出てるようなことになってるということです。これもちょっと、もう答弁してもらってたら話にならんです。

それで最後にね、昨日もらいました。データシート、何ですかこれ。同じことじゃないですか。やってないところをやってるとして、計測してないところを計測したとして、番地が全部、全部じゃないですけど間違っている。

それから、変更申請のしてないところも検査してやったようにしてると。それで肝腎なのは、ポンプのメモリです。ポンプのメモリが全く別の計測じゃないですか、最初に、

今言った計測器と。

最初は0.25でしょう、これ0.2やで。全く違うでしょう。こんなものを出してきて住民に回覧して、これは本物ですってやってるんですよ。けしからんじゃないですか。全くのでたらめ。

○議長（美野勝男） 発言時間が終わりました。

東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私もこの一番最初送られてきた結果を求めました。そうすると、この選定表のみ送られてきておりました。それで、私もこれではちょっと結果を確認することができないということで、事業者に詳しい資料を求めました。求めて出していたのが、このデータシートです。データシートでもって、まず選定表というのは、これは基準値でございます。このデータシートっていうのは、実際に行った加圧に対する沈み込みの数値だというふうに聞いております。

その中では、5ミリ以上、1段階の加圧で5ミリ以上沈下したところとか、累計で20ミリ以上沈下した、これ基準になるんですが、判定基準ですが、そういうところがなかったというデータでございました。そういう説明を受けております。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時36分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（美野勝男） 続いて、10番、伊都堅仁議員。

（10番 伊都堅仁 登壇）

○10番（伊都堅仁） 県の絶滅危惧種1類に指定されているニホンアカガエルの保護についてということで御質問します。

絶滅危惧種1類に指定されているニホンアカガエルが紀美野町で発見されたことが6月10日の産経新聞に掲載され、6月11日の和歌山新報でも紹介されています。

発端は、4月の初め頃、地元の人が見慣れないカエルやオタマジャクシを発見し、県の自然環境室担当者に現地調査をしてもらったところ、ニホンアカガエルであることが分かったということでもあります。

県担当者によると、これは紀美野町教育委員会が紀美野町文化財保護条例に基づき対処すべきことで、県も必要に応じてフォローしていくということでもあります。

私は、地元の関係者の依頼によってこの件を質問させていただきます。

この件について、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

(10番 伊都堅仁 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、伊都堅仁議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 伊都議員の県の絶滅危惧種1類に指定されているニホンアカガエルの保護についてお答えさせていただきます。

まず、紀美野町における町文化財指定の流れについて説明させていただきます。

紀美野町文化財保護条例施行規則第2条に規定する文化財の指定または認定の申請を受けた場合は、紀美野町文化財保護条例第4条第1項に基づき、教育委員会の諮問に応じて紀美野町文化財保護審議会を開くこととなります。

審議会は、紀美野町文化財保護審議会規則第7条の規定により、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって開会となります。

審議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決することとなります。

今回のニホンアカガエルにつきましても、申請者からの資料提供や調査に基づき、学術上の価値を検討し、町文化財に指定するか、保護審議会で諮ってまいります。

以上、県の絶滅危惧種1類に指定されているニホンアカガエルの保護についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 審議会は、これもう既に開かれたんですか、まだなんですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 現在ところ、まだ開かれておりません。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 開かれる予定はあるっちゃうことですね。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先ほどの答弁の中でも御説明させていただきましたとおりの手順で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これ、いつになりますか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 現在、その日程のほうは申し上げられない状況にはなっております。まだ、今後詰めていってということになります。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これ1回の審議会で決定するんですか。それとも、何回か会は持たれる形になりますか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） それも資料の量であったり、種類にもよりますので、この段階でどうなるということは、厳密には申し上げられません。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 私質問してるんですけども、動物のことに別に詳しいわけではないので、ニホンアカガエルの希少性とか、その価値観というのがあんまり分からないんですが、そこら、今、教育委員会のほうでは把握されているんでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 現在のところ、新聞報道でもありますとおり、和歌山県のレッドデータブックの絶滅危惧1類、絶滅の危機に瀕している種ということで、ニホンアカガエル、カエル目のアカガエル科のニホンアカガエルが指定されているということでの認識でございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 当然これ、審議会の場合、教育委員会が一応事務局という形になるわけですね。当然、それなりの資料は教育委員会のほうでそろえられるということだろうと思いますけども、今の答弁では、まだそこまでもできてないような感じなんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） ただいまの質問にお答えいたします。

資料っていうのは、私どもも、今あるのはこの新聞の資料のみで、このニホンアカガエルが、絶滅危惧種のデータブックに載っているっていうことは、それなりの根拠があって載っているんだと思うんですけども、今資料を集めるとすれば、そこらあたりの専門家からいろんなことを、まずお聞きをしていくということになろうかと思います。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これ、保護条例の条文を確認したんですけども、所有者の義務というのが定められてるんですけども、その割には、補助金というか、見返りがあるまいかな、割とあやふやな感じなんですけども、そのあたりは、これ運用はどうなるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） ちょっと質問の趣旨がよく分かりにくいんですけども、もともと、固有の物体が所有されているのであれば、所有者の権限のお許しをいただかないと何も進んでいかないとかという、そういうふうな手続について、この条例のほうでも書かせていただいているという状況でございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これ九度山町では、モリアオガエルというのが、同じような保護法の指定を受けておりまして、その中で、そういうことは割と有名なんですけども、実際どのように運営されているかというのは、全く私のほうは分かりません。そこらあたりは掌握されているんでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 近隣の、その指定の状況というのは現在調査中でございます。

そこら辺、自治体、どのような形、どのような経緯、どのような理由で選定に至った

のかというのを現在近隣の自治体のほうでは調査をしているという状況にはなります。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これも審議会が開かれてなくて、教育委員会のほうの方針も決まらない状況で質問するのは非常に難しいんですけども、これ、実際言うと、生息地が太陽光パネルの建設予定地と同じなんですね。その中で、例えば、遺跡の場合なんかは、道路をこしらえてるときに遺跡が出てきたという場合には、一応工事を差し止めて、遺跡を全部掘り出して、それから工事にかかるというようなことがありますけども、これをもし、例えば、生息地を文化財に指定した場合に、その工事の関係と条例の関係とか、そこらは一体どういうふうに、条例の効力ということ考えてどんなふうになるのか、ちょっとそこらはお聞きしておきたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 今後、指定するか否かということで、様々な情報収集をした上でのことにはなりますので、今の段階でどうなるというのはちょっと申し上げ難いということになります。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） それではちょっと困るでしょう。これ、条例自体はあるわけですね。条例自体があって、その条例に指定した場合にどうなるかということでお聞きしてるわけで、それはもう分かっているはずでしょう。今から分からないことではない。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 紀美野町の文化財保護条例の中の第8条に、現状の変更というのがございます。指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならないというような条文にはなっております。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） それは分かっているんですけども、これはそれでも、その条例自体の効力っていう点ではどうなるかということの説明にはならないと思います。

要は、どの程度、その条例のあれが優先されるのか。

これは分かってないとおかしいでしょう、でも。実際に、例えば遺跡なんか出てきた場合には、その遺跡の発掘を優先するわけですね。それはもう決まっているわけでしょう。動物の場合は、そこらはどうなるん。生物ですから、そこらは決まってないとおかしい

ですよ、でも。それをお聞きしてるんです。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 現在、町で指定しているものはないんですけども、今、実際に県指定というのがありまして、例えば、一つは樹木であれば、県指定、県の天然記念物に指定されてるものがあるんですけども、それっていうのは、枝が伸びたりするわけですね、成長して。そのときに、例えば電線に引っかかっていると。普通だったら、それを地主の人に許可を得て切るわけなんですけども、この場合、天然記念物に指定された場合には、その枝を払うのに、県の教育委員会の許可が必要になります。その過程を通ってやると、そういうことになります。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） それは条文にあるので、その件については分かる。条文で書いてる、要するに教育委員会に許可を得なければならないというふうになってますから。ただ、実際の法律の運用というのが、条例自体の効力というか、それが実際運用面でどのぐらい、それせよになるかっていうのは、これではちょっと分かりにくいんですけどね。

そこらは、実際はどうなるのかということをお聞きしてるんですけども。今まだ決まってるので、それはまあ、いいんですけども。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 先ほど、ちょっと樹木の場合の話をさせてもらったんですけども、地面の中に埋まってる、埋蔵文化財ですね、地面の中に昔のやじりとか、そんな埋まってる。その指定された場所に、例えば何かするといった場合には、あらかじめやっぱり調査をします。家建てる場合でもそうですけども、中に文化財が埋もれていないかどうかというのを調査するわけですね。で、その調査を通して、次、工事に進むと。そんな手順になり、同じような手順になって、ただ、その家建てるのをストップするかという、そういうことではございません。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 実際言うと、経済問題ですね。地権者にとっては耕作放棄地にしてると、固定資産が要るだけで、全くその土地からの収入というのは上がらないわけですね。これまだ貸して太陽光を設置することによって、経済的なメリットって

いうのはあるわけですよ。ただこれ、実際言うと工事すると、多分このカエルは生きていけやんやろうというような状態やろうと思います。ただし、これをどう補償できるかっていうことですね。実際言うと、補助金の制度っていうのはありますけども、あんまり多額の補助金があるような感じではないというのもあって、そこらがどういう形で補償できるかっていうのが一番の問題。これ指定しても、工事が始まったら、多分カエル自体はなくなってしまうやろうというふうに思います。

それをどうするかという問題が多分絡んでくるやろうというふうに思うんですけども。これは答弁できますか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） それについて明確に答えることは今できませんが、例えば、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオというのがあるんですけども、オオサンショウウオは川に住んでおるわけですね。ところが、川の護岸工事がどうしても必要だという場合には、聞いた話ですけども、護岸の片一方側をまず工事をする。で、生息域をちょっと残しておくという。あるいはオオサンショウウオを許可を得て捕獲して別の場所に移しておいて工事するとか、そういうことをされているという話は聞いたことがあります。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これ、天然記念物の場合は、これ多分、国の文化財保護法で守られていると。そこらは県の第1類の絶滅危惧種とは扱いが多分違うんやろうと思いますけども。だから、そこらの法的な根拠というか、法的な効力というのが、なかなか分からないので、それを知りたいんですけども。

そのあたり、とりあえず今現状分からないんでしょうから、調べていただくなりして、後ほどでも答弁いただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） ちょっと、先ほどの答弁と重なる部分もありますけども、町としましては、町の文化財保護条例に基づいて、指定を受けたものについて変更しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならないとなっております。

教育委員会としまして、生物への影響がどうあるのかというのは専門家の評価をい

ただいた上で、判断するという事にはなっていくと思います。

○議長（美野勝男） 以上で伊都堅仁議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第48号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第48号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について、議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、本日6月21日に追加提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第48号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度紀美野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,350万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,734万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月21日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

今回の補正予算は6月2日の台風2号及び梅雨前線による大雨での災害に関する予算を計上させていただくものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金1億6,675万円の増額補正で、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

16款県支出金、2項9目災害復旧費県補助金400万円の増額補正で、現年農地農

業用施設災害復旧事業費補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、1億6,990万5,000円の増額補正でございます。

21款諸収入、3項1目雑入375万円の増額補正で、災害対策費用保険金でございます。

22款町債、1項8目災害復旧債1億7,910万円の増額補正で、現年補助災害復旧事業債で8,730万円。現年単独災害復旧事業債で9,180万円をそれぞれ計上してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

2款総務費、1項11目防災諸費803万9,000円の増額補正で、今回の災害対応に係る超過勤務手当735万2,000円と、管理職員特別勤務手当68万7,000円をそれぞれ計上してございます。

4款衛生費、1項4目環境衛生費56万9,000円の増額補正で、家屋消毒による特殊勤務手当6万9,000円と、超過勤務手当50万円をそれぞれ計上してございます。

2項2目塵芥処理費181万5,000円の増額補正で、町内で発生した災害ごみの収集に係る災害廃棄物収集運搬委託料でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費1億9,550万円の増額補正で、災害復旧に係る超過勤務手当で50万円、12節委託料で、令和5年発生災害橋りょう復旧工事測量設計委託料4,000万円、令和5年発生災害道路復旧工事測量設計委託料2,000万円、14節工事請負費で紀州サン・リゾートライン、奥佐々下佐々線ほか3か所に係る令和5年発生災害道路復旧工事9,500万円、災害対応関連工事費4,000万円をそれぞれ計上してございます。

5ページにわたりまして、2目河川災害復旧費2億4,500万円の増額補正で、12節委託料で、令和5年発生災害河川復旧工事測量設計委託料3,000万円、14節工事請負費で長谷川で3か所、柴目川で2か所、ほか8か所に係る令和5年発生災害河川復旧工事1億5,500万円、災害対応関連工事費6,000万円をそれぞれ計上してございます。

2 項 1 目農地農業用施設災害復旧費 4, 5 8 0 万円の増額補正で、1 2 節委託料で令和 5 年発生災害農地農業用施設復旧工事測量設計委託料 2 8 0 万円、1 4 節工事請負費で農地災害 3 か所に係る令和 5 年発生災害農地農業用施設復旧工事 8 0 0 万円、災害対応関連工事費 3, 5 0 0 万円をそれぞれ計上してございます。

2 目林業施設災害復旧費 1, 5 0 0 万円の増額補正で、1 4 節工事請負費で災害対応関連工事費でございます。

3 項 1 目その他公共施設・公用施設災害復旧費 1 7 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、1 4 節工事請負費で、今回の大雨により流失しました中地区の防災行政無線の復旧工事費でございます。

6 ページに移りまして、1 3 款予備費、1 項 1 目予備費 1, 0 0 0 万円の増額補正でございます。

恐れ入りますが、議案書の 4 ページに戻っていただきたいと存じます。

第 2 表 地方債補正でございます。

追加するものは、災害復旧事業債で、限度額は現年補助災害復旧事業で 8, 7 3 0 万円、現年単独災害復旧事業で 9, 1 8 0 万円でございます。

起債の方法は、普通貸借又は証券発行。利率につきましては 3 % 以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

次に、償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上、議案第 4 8 号、令和 5 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和議員。

（1 1 番 美濃良和 登壇）

○1 1 番（美濃良和） 大きな災害に対しまして、迅速な対応、御苦労さまでございます。

この中でお聞きしておきたいんですけれども、予算に関する説明書の４ページの歳出でございますけれども、４款１項４目ですね、環境衛生費の、この職員手当で、特殊勤務手当６万９,０００円ですけれども、これは何件、何戸ですか、あるのかお聞きしたいと思います。

それから、歳入等を見ましても、その他等がございませんので、これに関しては地元それぞれの負担金というのはないものかと、そういうふうに思いますけれども、確認したいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(１１番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） 美濃議員御質疑のあった４款１項４目環境衛生費の特殊勤務手当でございます。家屋消毒につきまして、この７月末までの間に、これ１日の手当になりますので、２３回分、これからもどんどん増えてくると思いますので、２３日分を想定して、３人体制で消毒の行くということで試算させていただいております。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

今回の、この災害復旧事業、公共土木災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費につきましては、災害対策の事業でございますので、地元負担金は計上してございません。

今時点で押さえられている数字ということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

４番、藤井基彰議員。

(４番 藤井基彰 登壇)

○４番（藤井基彰） それでは、１点お伺いします。

予算説明資料のほうですね。まず全体像としていろいろな災害が起きた道路、橋梁、いろいろな工事がございますけども、その中で一つ、これは4ページ、10款災害復旧費、14節工事請負費、河川災害、13か所、これ細かに各川について何か所と書いておられるんですけども、これ私全部の川を当然見てるわけじゃないので、よく分からないんですけども、例えば最初の長谷川、これ3か所、188メートルですかね、書いておられます。別にこれ一つに限ったことじゃないんですけど、たまたま僕、この川を、具体的にはどこからどこまでが詳しく長谷川っていうのは把握してないんで申し訳ないんです。柴目や釜滝に上る付近、あの角から長谷のほうまでのところを歩いて回った感じがですけども、3か所、188メートル、この3か所とかいう数字はどういう形で出てきたのでしょうか。僕の簡単な確認では、もっとたくさんあったような気がしますし、区長さんとか、その方々といろんな立会いの下これが一番大事とか、まだまだあるけども、とりあえずこれだけなのか。その付近はどうなんでしょうか。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長(米田和弘) 藤井議員の御質疑にお答えいたします。

ここに上げさせていただいてるのは、国の災害復旧事業に対する申請で、現在捉えられている部分でございます。その他につきましては、その下段、14節の工事請負費の災害関連工事費6,000万円、その中に計上させていただいてます。3か所というわけではございません。全体的な、何というのかな、被害を受けてる部分についてはもっとたくさんありますが、国の災害対策事業に該当する部分で、現在押さえられてる部分が3か所ということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) 4番、藤井基彰議員。

○4番(藤井基彰) すみません。再度確認になりますけども、じゃあ、この資料では国の対応が長谷川では、とりあえず今は3か所ということですね。

当然、現時点で押さえられているとおっしゃいましたから、またこの先、そういう箇所が、漏れていて確認される可能性もあるっていうことですね。

それと、国の対応ではできない、ほかの部分に関しては、この下の段で対応すると、
そういうことでよろしいですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 議員御理解のとおりで結構だと思います。
以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。
これから議案第４８号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。
これから、議案第４８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議案第４８号が本定例会初日に上程されました議案第３９号、
令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）に先立って、原案のとおり可決されま
したが、この結果、両議案に係る条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつ
きましては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思
います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号及び議案第４８号に係る条項、字句、数字、その他の整理
は議長に委任することに決定しました。

これにより、議案第４８号、令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）は（第
３号）と改め、議案第３９号、令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）は（第

4号)と改め、整理いたします。

なお、両議案に係る補正前の額、計の数字等の整理につきましては、後日調整の上、報告することにいたしますので、御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日22日から26日までの5日間、議案精読のため休会し、27日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(美野勝男) 本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時30分)